

予防接種事業実施要領

自衛防疫の円滑な推進を図るため、公益社団法人佐賀県畜産協会（以下「協会」という。）の家畜畜産物衛生指導業務規程第7条に基づく家畜の予防接種（以下「予防接種」という。）の実施に関する必要事項を次ぎのとおり定めるものとする。

第1 各家畜自衛防疫団体（以下「自防団体」という。）は、予防接種の計画策定にあたり、事前に関係団体及び管轄する家畜保健衛生所（以下「家保」という。）の意見等に基づき作成するものとする。

2 自防団体は、様式第1号により事業計画書を別に定める日までに、当該家保を経由して協会に提出するものとする。

第2 協会は、家畜の伝染病予防液（以下「予防液」という。）を一括購入し、自防団体の要請に応じてこれを送付し、自防団体に保管及び受払を依頼するものとする。

2 自防団体は、様式第2号により予防液の受払簿を備え付け、その受払については明確を期するものとする。

3 自防団体は、様式第3号により毎月の予防液受払通知書を、翌月15日までに、協会に提出するものとする。

第3 予防接種の実施者は、協会が佐賀県獣医師会及び自防団体と協議選定した指定獣医師とする。ただし、鶏については限定しないが、実施にあたっては獣医師の指導助言を得て的確な予防接種を行うものとする。

第4 予防接種料金は、協会が定めた金額を自防団体において受益者より徴収し、第6の2に基づき協会に納入するものとする。

2 自防団体は、前項の金額を、翌月25日までに佐賀銀行または佐賀県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）の振込依頼書によって、協会口座に振り込むものとする。

第5 自防団体は、牛及び豚について、予防接種を受けた家畜の飼養者から請求があれば、様式第4号の予防接種実施済証を発行するものとする。

第6 指定獣医師は、様式第5号の予防接種実施成績書（以下「成績書」という。）に様式第6号の1及び2の実施名簿を添えて、予防接種実施のつど自防団体へ提出するものとする。

2 自防団体は、前項の様式第6号の1及び2の実施名簿並びに、様式第7号の成績書を、翌月15日までに協会に提出するものとする。ただし、業務上必要に応じて提出期限を別に定めることができる。

第7 協会は、予防接種を実施した指定獣医師に対しその所属する団体或いは自防団体または獣医師に技術料を支払うものとする。

第8 会長は、この要領に定めるもののほか、自衛防疫の実施につき必要な事項については、別に定めることができる。

- 附 則
1. この予防接種事業実施要領は、平成13年4月1日から施行する。
 2. 平成17年4月1日一部改正
 3. 平成20年3月14日一部改正
 4. 平成20年4月1日一部改正
 5. 平成25年4月1日一部改正
 6. 平成26年4月1日一部改正
 7. 平成29年10月27日一部改正
 8. この実施要領は、令和2年3月24日に一部改正し、令和2年4月1日から施行する。
 9. この実施要領は、令和3年3月23日に一部改正し、令和3年4月1日から施行する。